

公益事業基金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国病院理学療法協会（以下「この法人」という。）の有する公益事業基金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 この法人は、特定資産として、公益事業基金を設けることができる。
2 公益事業基金は、公益目的事業を行なうための基金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第26条第3号に規定する公益目的保有財産に該当するものとする。

(積立)

第3条 公益事業基金に積立を行なうときは、理事会の決議を受けなければならない。
2 前項に規定する場合のほか、その事業年度に公益目的事業会計の剰余が生じたときは、その全部又は一部を公益事業基金に積み立てる。

(運用)

第4条 公益事業基金の運用対象は、次のとおりとする。
1 国債、地方債及び政府保証債
2 金融機関への預貯金
3 貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託

(運用益)

第5条 公益事業基金から生ずる運用益については、定款第4条第1項から第4項に定める事業に使用し、又は当該事業基金に積み立てるものとする。

(取崩)

第6条 公益事業基金は、原則として取り崩すことができない。
2 前項の規定にかかわらず、公益目的事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により公益事業基金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(変更)

第7条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。